

令和3年度

監 査 計 画

千早赤阪村監査委員

千早赤阪村監査基準（令和2年監査委員告示第1号）第7条第1項に基づき、本年度の監査等を効果的、効率的に実施することができるように、次のとおり監査計画を定める。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）の規定に基づき、村長、議会、他の行政委員会から独立して設置された執行機関として、常に公平不偏態度を保持して、公正で、合理的かつ効率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施し、行政の適法性、効率性、妥当性の確保をめざし意見を述べる。

2 実施方針

令和3年度に実施する監査等については、次の方針に基づき実施する。

(1) 村民視点の監査

村の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点を重視して、村民の視点に立った監査を実施する。

(2) 効果的・効率的な監査（リスク・アプローチによる監査等の強化）

監査計画に基づき、効果的、効率的な監査を実施するために、監査対象の選定に当たっては、組織の内部統制体制の整備状況に留意する。

(3) 内部統制機能の確立に資する監査

全国的に地方自治体の業務が多様化・複雑化しており、本村においても職員の業務量が増大し、事務処理におけるミスの増加や停滞が危惧されている。そのため、事務処理上の誤謬や不正の指摘にとどまらず、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、未然防止のための指導や助言に重点を置き、各課における内部統制機能の確立に資する監査を実施する。

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスのことをいう。

3 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査を実施し、村の事務事業の問題点やその原因を指摘するとともに、是正、検討、改善を求める。

令和3年度においては、会計年度任用職員雇用に関すること、令和2年度に実施した各課の新型コロナウイルス感染拡大防止対策における事業の事務処理状況の監査を実施する。

(2) 随時監査(地方自治法第 199 条第 5 項)

(1)に掲げる監査のほか、必要があると認められるときには、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査を実施する。

(3) 財政援助団体等監査(地方自治法第 199 条第 7 項)

村が財政的援助を与えている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものを対象として、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、所管部署の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 補助金等交付団体

村が補助金等を交付している団体が、補助等の対象となっている事業を目的に沿って適正に行っているか監査する。

イ 指定管理者

指定管理者が、公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適正に行っているか検証する。

令和3年度においては、下記の団体を監査の対象とする。

	対象団体名
補助金等交付団体	千早赤阪村人権協会
指定管理者（対象施設）	千早赤阪村社会福祉協議会 （いきいきサロンくすのき、いきいきサ ロンやまゆり）

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 一般会計・特別会計決算審査(地方自治法第 233 条第 2 項)

一般会計、各特別会計の決算を対象として、決算計数の正確性を審査するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かにも着眼して審査する。

イ 基金運用状況審査(地方自治法第 241 条第 5 項)

基金の運用状況を対象として、書類の計数の正確性を審査するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかどうかにも着眼して審査する。

(5) 例月現金出納検査(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

各会計の現金の残高及び毎月の収支状況を対象として、その計数について正確性を検証し、かつ、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月 25 日に検査する。また、決算審査、定期監査等と関連して、歳出に関する伝票について抽出して検査を行う。

(6) 財政健全化及び経営健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適正かどうかに着眼して審査する。